

企業立地促進条例に係る助成金交付の流れ

1 優遇措置の指定申請

産業用公有地取得等による立地：工事着手の10日前の日まで

産業用地取得等による立地：工事着手の10日前の日、又は土地売買契約等を締結した日の60日後の日まで

居抜きによる立地：空き施設等の売買契約を締結した日の60日後の日まで

優遇措置の指定申請書の提出

1 優遇措置の指定申請書【企業立地促進条例に関するもの】

【添付書類】

- 1 定款の写し又はそれに代わるもの
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 直近3営業年度の決算書の写し
- 4 建築基準法の確認済証の写し・・・後日提出も可能
- 5 建築物等配置計画書及び土地利用計画図
(縮尺500分の1程度)・・・後日提出も可能
- 6 売買契約書の写し又は土地の事業用賃借に係る賃貸借契約書の写し
- 7 投下固定資産総額を明らかにする書類【添付書類である売買契約書で、投下固定資産額が1億円を超えるものであることが確認できれば不要です】
- 8 市税完納証明書【前橋市発行のもの】
- 9 労働基準法の労働者名簿又はそれに代わるもの【雇用促進助成金対象の場合】
- 10 暴力団員等でないことの誓約書

2 指定要件に該当

優遇措置の指定

優遇措置の指定書により通知(指定事業者となる)

※ 指定を行わないときは、優遇措置の不指定書により通知

3 指定を受けた日から1年以内

新設の工事に着手

工事着手報告書の提出【居抜きによる立地は不要】

4 事業開始

5 事業開始日から60日以内

事業開始報告書の提出

事業開始報告書の提出

【添付書類】

- 1 対象施設の登記事項証明書
- 2 新規雇用した者及び転勤者の名簿

6 各種助成金の申請期間

助成金交付申請書の提出

7 助成金交付

助成金交付決定通知により通知